

賛助会員規約

(賛助会員)

第1条 賛助会員とは、愛知県トライアスロン協会会則第6条に定めるとおり、本会の主旨に賛同する法人または団体・個人で、理事会の承認を得たものとする。

(会費)

第2条 会則第17条5)に定める会費は、年額1口あたり5,000円とする。

(会員年度)

第3条 賛助会員の資格は年度単位とし、4月1日から3月31日までとする。年度の途中で賛助会員となった場合、その資格期間は3月31日までとする。

(賛助会員の表示)

第4条 賛助会員は、希望により愛知県トライアスロン協会のホームページに「賛助会員」として氏名もしくは企業名・団体名を掲載することができる。

付則

平成28年4月1日制定。